## 議案第68号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和5年6月6日

提出者 葛飾区長 青 木 克 德

## (提案理由)

建築基準法の改正に伴い、建築物の容積率の特例認定の申請に係る手数料等を定めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例(昭和33年葛飾区条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の28の項の次に次のように加える。

28の2 建築基準法第52条第	建築物の容積	1 件につき	28,000円	認定申請
6項第3号の規定に基づく	率の特例認定			のとき。
建築物の容積率に関する特	申請手数料			
例の認定の申請に対する審				
查				

別表第1の31の項の次に次のように加える。

31の2 建築基準	法第55条第	建築物の高さ	1件につき	160, 000	許可申請
3項の規定に基	づく建築物	の特例許可申		円	のとき。
の高さに関する	特例の許可	請手数料			
の申請に対する	審査				

別表第1の32の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同表34の項 の次に次のように加える。

34の2 建築基準法第58条第	高度地区にお	1 件につき	160,000	許可申請
2項の規定に基づく建築物	ける建築物の		円	のとき。
の高さに関する特例の許可	高さの特例許			
の申請に対する審査	可申請手数料			

別表第1の46の項及び47の2の項中「建築される」を「おいて建築等をする」に改め、同表48の項中「1敷地内認定建築物以外の建築物の建築の」を「建築物の新築又は増築等の」に、「1敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等の認定申請手数料」に改め、「(1敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。)」を削り、同表48の2の項中「基づく1敷地内認定建築物又は1敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「基づく建築物の新築又は増築等」に、「1敷地内認定建築物又は1敷地内許可建築物以外の建築物の建築に関する特例許可申請手数料」を「公告対象区域内の建築物の新築又は増築等に関する特例許可申請手数料」に改め、「(1敷地内認定建築物又は1敷地内許可建築物とは増築等に関する特例許可申請手数料」に改め、「(1敷地内認定建築物又は1敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。)」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第2条関係)

事務	名称及び額						
		時期					
都市	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	認定					
の低	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、次の1及び2に掲	申請					
炭素	げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素化の	のと					
化の	促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合に	き。					
促進	おいては、1の建築物について別表第1の21の2の項に掲げる事務						
に関	手数料の額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が						
する	含まれる場合においては当該部分ごとに同表8の2の項に掲げる事						
法 律	務手数料の額を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機						
(平	に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表						
成 24	21の4の項又は21の5の項に掲げる事務手数料の額を加えた額)を						
年 法	加えた額)						
律 第	1 申 (1) 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供 4,700円						
84	請に する部分を有しないものに限る。以下この						
号)	併せ 表において同じ。)						
第 54	て区 (2) 共 ア 住 建築物の総戸数が 1 戸のもの 4,700円						

ı	ĺ	ĺ	İ	Ī		
条	第	長が	同住	戸の	建築物の総戸数が2戸以上5	9,400円
1	項	指定	宅等	部分	戸以下のもの	
の	規	する	(共	(人	建築物の総戸数が6戸以上10	16,000円
定	に	者	同住	の居	戸以下のもの	
基	づ	(以	宅、	住の	建築物の総戸数が11戸以上25	27,000円
<	低	下	長屋	用途	戸以下のもの	
炭	素	「適	その	に供	建築物の総戸数が26戸以上50	45,000円
建	築	合性	他一	する	戸以下のもの	
物	新	確認	戸建	部分	建築物の総戸数が51戸以上100	82,000円
築	等	機	て住	に限	戸以下のもの	
計	画	関」	宅以	る。	建築物の総戸数が101戸以上	131,000円
の	認	とい	外の	以下	200戸以下のもの	
定	0)	う。	住宅	この	建築物の総戸数が201戸以上	170,000円
申	請	) が	をい	表に	300戸以下のもの	
に	対	作成	う。	おい	建築物の総戸数が301戸以上の	185,000円
す	る	した	以下	て同	もの	
審	査	都市	この	じ。		
		の低	表に	)		
		炭素	おい	イ 共	当該部分の床面積の合計が300	9,300円
		化の	て同	用部	平方メートル以内のもの	
		促進	じ。	分	当該部分の床面積の合計が300	16,000円
		に関	)	(住	平方メートルを超え1,000平方	
		する		宅の	メートル以内のもの	
		法律		用途	当該部分の床面積の合計が	26,000円
		第54		に供	1,000平方メートルを超え	
		条第		する	2,000平方メートル以内のもの	
		1項		共用	当該部分の床面積の合計が	80,000円
		各号		廊	2,000平方メートルを超え	
		に掲		下、	5,000平方メートル以内のもの	

,	ı .		
げる	共用	当該部分の床面積の合計が	126,000円
基準	階段	5,000平方メートルを超え	
に適	その	10,000平方メートル以内のも	
合し	他共	の	
てい	用部	当該部分の床面積の合計が	160,000円
るこ	分を	10,000平方メートルを超え	
とを	٧١	25,000平方メートル以内のも	
示す	う。	$\mathcal{O}$	
書類	以下	当該部分の床面積の合計が	200,000円
が提	この	25,000平方メートルを超える	
出さ	表に	もの	
れた	おい		
場合	て同		
	じ。		
	)		
	) ウ 非	当該部分の床面積の合計が300	9,300円
	) ウ 非 住宅	当該部分の床面積の合計が300 平方メートル以内のもの	9, 300円
	住宅	平方メートル以内のもの	
	住宅の部分	平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が300	
	住宅の部分(住	平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が300 平方メートルを超え1,000平方	16,000円
	住宅の部分(住	平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が300 平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のもの	16,000円
	住宅の分(戸部分	平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が300 平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が	16,000円
	住の分(戸部及	平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が300 平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートルを超え	16,000円
	住の分(戸部及共の分び月	平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が300 平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの	16,000円
	住の分(戸部及共部の分び用分	平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が300 平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が	16,000円
	住の分(戸部及共部以宅部(の分が用分外)	平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が300 平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートルと超え	16,000円 26,000円
	住の分(戸部及共部以の名の分の分が用分外部	平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が300 平方メートルを超え1,000平方 メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が 1,000平方メートルを超え 2,000平方メートル以内のもの 当該部分の床面積の合計が 2,000平方メートルを超え 5,000平方メートルを超え	16,000円 26,000円

			う。	Ø.	
			以下	当該部分の床面積の合計が	160,000円
			この	10,000平方メートルを超え	
			表に	25,000平方メートル以内のも	
			おい	Ø	
			て同	当該部分の床面積の合計が	200,000円
			じ。	25,000平方メートルを超える	
			)	<i>₺の</i>	
		(3) (1)	建築物	の延べ面積が300平方メートル	9,300円
		及び	以内の	もの	
		(2)以	建築物	の延べ面積が300平方メートル	16,000円
		外の	を超え1	,000平方メートル以内のもの	
		建築	建築物	の延べ面積が1,000平方メート	26,000円
		物	ルを超	え2,000平方メートル以内のも	
			0		
			建築物	の延べ面積が2,000平方メート	80,000円
			ルを超	え5,000平方メートル以内のも	
			0)		
			建築物	の延べ面積が5,000平方メート	126,000円
			ルを超り	え10,000平方メートル以内のも	
			0)		
			建築物の	の延べ面積が10,000平方メート	160,000円
			ルを超り	え25,000平方メートル以内のも	
			0		
			建築物の	の延べ面積が25,000平方メート	200,000円
-			ルを超り	えるもの	
	2 1	(1) —	誘導仕	・ 基準(住宅部分の外壁、窓等	21,000円
	以外	戸建	を通し、	ての熱の損失の防止に関する誘	

の場		て住	導	基準	及び	一次エネルギー消費量に関	
合		宅	す	る誘	導基	準(令和4年国土交通省告	
			示	第11	06号	・)をいう。以下同じ。)に	
			ょ	る場	合		
			誘	導仕	様基	準以外による場合	35,000円
	(2)	共	ア	住	誘	建築物の総戸数が1戸の	21,000円
		同住		戸の	導	もの	
		宅等		部分	仕	建築物の総戸数が2戸以	39,000円
					様	上5戸以下のもの	
					基	建築物の総戸数が6戸以	56,000円
					準	上10戸以下のもの	
					に	建築物の総戸数が11戸以	80,000円
					ょ	上25戸以下のもの	
					る	建築物の総戸数が26戸以	120,000円
					場	上50戸以下のもの	
					合	建築物の総戸数が51戸以	182,000円
						上100戸以下のもの	
						建築物の総戸数が101戸以	261,000円
						上200戸以下のもの	
						建築物の総戸数が201戸以	340,000円
						上300戸以下のもの	
						建築物の総戸数が301戸以	390,000円
						上のもの	
					誘	建築物の総戸数が1戸の	35,000円
					導	<b>も</b> の	
					仕	建築物の総戸数が2戸以	69,000円
					様	上5戸以下のもの	
					基	建築物の総戸数が6戸以	97,000円

1 1	1	ı	1
	準	上10戸以下のもの	
	以	建築物の総戸数が11戸以	137,000円
	外	上25戸以下のもの	
	に	建築物の総戸数が26戸以	197,000円
	ょ	上50戸以下のもの	
	る	建築物の総戸数が51戸以	283,000円
	場	上100戸以下のもの	
	合	建築物の総戸数が101戸以	385,000円
		上200戸以下のもの	
		建築物の総戸数が201戸以	508,000円
		上300戸以下のもの	
		建築物の総戸数が301戸以	600,000円
		上のもの	
イ 共	当言	該部分の床面積の合計が300	109,000円
用部	平之	方メートル以内のもの	
分	当計	該部分の床面積の合計が300	138,000円
	平之	方メートルを超え1,000平方	
	メ・	ートル以内のもの	
	当	該部分の床面積の合計が	180,000円
	1, 0	000平方メートルを超え	
	2, 0	000平方メートル以内のもの	
	当	該部分の床面積の合計が	280,000円
	2,0	)00平方メートルを超え	
	5,0	000平方メートル以内のもの	
	当	該部分の床面積の合計が	359,000円
	5, 0	)00平方メートルを超え	
	10,	000平方メートル以内のも	
	$\mathcal{O}$		

	当該部分の床面積の合計が	429,000円
	10,000平方メートルを超え	
	25,000平方メートル以内のも	
	Ø	
	当該部分の床面積の合計が	500,000円
	25,000平方メートルを超える	
	もの	
ウ非	当該部分の床面積の合計が300	242,000円
住宅	平方メートル以内のもの	
の部	当該部分の床面積の合計が300	300,000円
分	平方メートルを超え1,000平方	
	メートル以内のもの	
	当該部分の床面積の合計が	384,000円
	1,000平方メートルを超え	
	2,000平方メートル以内のもの	
	当該部分の床面積の合計が	546,000円
	2,000平方メートルを超え	
	5,000平方メートル以内のもの	
	当該部分の床面積の合計が	670,000円
	5,000平方メートルを超え	
	10,000平方メートル以内のも	
	<i>の</i>	
	当該部分の床面積の合計が	789,000円
	10,000平方メートルを超え	
	25,000平方メートル以内のも	
	<i>O</i>	
	当該部分の床面積の合計が	900,000円
	25,000平方メートルを超える	

			もの	
		(3) (1)	建築物の延べ面積が300平方メートル 242,000円	
		及び	以内のもの	
		(2)以	建築物の延べ面積が300平方メートル 300,000円	
		外の	を超え1,000平方メートル以内のもの	
		建築	建築物の延べ面積が1,000平方メート 384,000円	
		物	ルを超え2,000平方メートル以内のも	
			<i>O</i>	
			建築物の延べ面積が2,000平方メート 546,000円	
			ルを超え5,000平方メートル以内のも	
			0)	
			建築物の延べ面積が5,000平方メート 670,000円	
			ルを超え10,000平方メートル以内のも	
			0	
			建築物の延べ面積が10,000平方メート 789,000円	
			ルを超え25,000平方メートル以内のも	
			0	
			建築物の延べ面積が25,000平方メート 900,000円	
			ルを超えるもの	
都市	低炭素	建築物新	「築等計画変更認定申請手数料 	変更
の低	低炭	素建築物	物新築等計画変更認定申請手数料の額は、次の1及び2	認定
炭素	に掲	げる区分	分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて都市の低炭素	申請
化の	化の	促進に関	関する法律第55条第2項の規定において準用する同法第	のと
促進	54条	第2項の	)規定に基づく申出があった場合においては、1の建築	き。
に関	物に	ついて別	表第1の21の2の項に掲げる事務手数料の額(申請に	
する	係る	計画に集	特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合におい	
法 律	ては	当該部分	分ごとに同表8の2の項に掲げる事務手数料の額を加え	
第 55	た額	、建築基	基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれ	

条	第	る場合においては当該昇降機1基について同表21の4の項又は21の								
1	項	5の項に掲げる事務手数料の額を加えた額)を加えた額)								
0	規	1 申	(1) —	戸建て住	宝宅	3,300円				
定	に	請に	(2) 共	ア住	建築物の総戸数が1戸のもの	3,300円				
基	づ	併せ	同住	戸の	建築物の総戸数が2戸以上5	6,600円				
<	低	て適	宅等	部分	戸以下のもの					
炭	素	合性			建築物の総戸数が6戸以上10	11,000円				
建	築	確認			戸以下のもの					
物	新	機関			建築物の総戸数が11戸以上25	19,000円				
築	等	が作			戸以下のもの					
計	画	成し			建築物の総戸数が26戸以上50	32,000円				
0)	変	た都			戸以下のもの					
更	0)	市の			建築物の総戸数が51戸以上100	58,000円				
認	定	低炭			戸以下のもの					
0	申	素化			建築物の総戸数が101戸以上	93,000円				
請	に	の促			200戸以下のもの					
対	す	進に			建築物の総戸数が201戸以上	122,000円				
る	審	関す			300戸以下のもの					
査		る法			建築物の総戸数が301戸以上の	134,000円				
		律第			もの					
		54条		イ 共	当該部分の床面積の合計が300	6,500円				
		第 1		用部	平方メートル以内のもの					
		項各		分	当該部分の床面積の合計が300	11,000円				
		号に			平方メートルを超え1,000平方					
		掲げ			メートル以内のもの					
		る基			当該部分の床面積の合計が	18,000円				
		準に			1,000平方メートルを超え					
		適合			2,000平方メートル以内のもの					

1	ı	1		
して			当該部分の床面積の合計が	56,000円
いる			2,000平方メートルを超え	
こと			5,000平方メートル以内のもの	
を示			当該部分の床面積の合計が	88,000円
す書			5,000平方メートルを超え	
類が			10,000平方メートル以内のも	
提出			0	
され			当該部分の床面積の合計が	112,000円
た場			10,000平方メートルを超え	
合			25,000平方メートル以内のも	
			0	
			当該部分の床面積の合計が	140,000円
			25,000平方メートルを超える	
			もの	
		ウ非	当該部分の床面積の合計が300	6,500円
		住宅	平方メートル以内のもの	
		の部	当該部分の床面積の合計が300	11,000円
		分	平方メートルを超え1,000平方	
			メートル以内のもの	
			当該部分の床面積の合計が	18,000円
			1,000平方メートルを超え	
			2,000平方メートル以内のもの	
			当該部分の床面積の合計が	56,000円
			2,000平方メートルを超え	
			5,000平方メートル以内のもの	
			当該部分の床面積の合計が	88,000円
			5,000平方メートルを超え	
			10,000平方メートル以内のも	

			Ø)	
			当該部分の床面積の合計が	112,000円
			10,000平方メートルを超え	
			25,000平方メートル以内のも	
			0)	
			当該部分の床面積の合計が	140,000円
			25,000平方メートルを超える	
			もの	
	(3) (1)	建築物	の延べ面積が300平方メートル	6,500円
	及び	以内の	もの	
	(2)以	建築物	の延べ面積が300平方メートル	11,000円
	外の	を超え	1,000平方メートル以内のもの	
	建築	建築物	の延べ面積が1,000平方メート	18,000円
	物	ルを超	え2,000平方メートル以内のも	
		0		
		建築物	の延べ面積が2,000平方メート	56,000円
		ルを超	え5,000平方メートル以内のも	
		0		
		建築物	の延べ面積が5,000平方メート	88,000円
		ルを超	え10,000平方メートル以内のも	
		0		
		建築物	の延べ面積が10,000平方メート	112,000円
		ルを超	え25,000平方メートル以内のも	
		0		
		建築物	の延べ面積が25,000平方メート	140,000円
		ルを超	えるもの	
2 1	(1) —	誘導仕	様基準による場合	15,000円

以外	戸建	誘導仕	様基	準以外による場合	18,000円
の場	け て住				
合	宅				
	(2) 共	ア住	誘	建築物の総戸数が1戸の	15,000円
	同住	戸の	導	もの	
	宅等	部分	仕	建築物の総戸数が2戸以	27,000円
			様	上5戸以下のもの	
			基	建築物の総戸数が6戸以	40,000円
			準	上10戸以下のもの	
			に	建築物の総戸数が11戸以	56,000円
			ょ	上25戸以下のもの	
			る	建築物の総戸数が26戸以	85,000円
			場	上50戸以下のもの	
			合	建築物の総戸数が51戸以	128,000円
				上100戸以下のもの	
				建築物の総戸数が101戸以	184,000円
				上200戸以下のもの	
				建築物の総戸数が201戸以	241,000円
				上300戸以下のもの	
				建築物の総戸数が301戸以	278,000円
				上のもの	
			誘	建築物の総戸数が1戸の	18,000円
			導	もの	
			仕	建築物の総戸数が2戸以	37,000円
			様	上5戸以下のもの	
			基	建築物の総戸数が6戸以	52,000円
			準	上10戸以下のもの	
			以	建築物の総戸数が11戸以	74,000円

Ì		1	I
	外	上25戸以下のもの	
	に	建築物の総戸数が26戸以	108,000円
	ょ	上50戸以下のもの	
	る	建築物の総戸数が51戸以	159,000円
	場	上100戸以下のもの	
	合	建築物の総戸数が101戸以	221,000円
		上200戸以下のもの	
		建築物の総戸数が201戸以	291,000円
		上300戸以下のもの	
		建築物の総戸数が301戸以	342,000円
		上のもの	
イ 共	当計	核部分の床面積の合計が300	57,000円
用部	平力	方メートル以内のもの	
分	当計	核部分の床面積の合計が300	72,000円
	平力	方メートルを超え1,000平方	
	メ・	ートル以内のもの	
	当	該部分の床面積の合計が	96,000円
	1, 0	)00平方メートルを超え	
	2,0	000平方メートル以内のもの	
	当	該部分の床面積の合計が	156,000円
	2,0	)00平方メートルを超え	
	5, 0	000平方メートル以内のもの	
	当	該部分の床面積の合計が	205,000円
	5, 0	000平方メートルを超え	
	10,	000平方メートル以内のも	
	の		
	当	該部分の床面積の合計が	247,000円
	10,	000平方メートルを超え	

1 1 1	ı	1	
		25,000平方メートル以内のも	
		Ø	
		当該部分の床面積の合計が	290,000円
		25,000平方メートルを超える	
		もの	
	ウ非	当該部分の床面積の合計が300	123,000円
	住宅	平方メートル以内のもの	
	の部	当該部分の床面積の合計が300	154,000円
	分	平方メートルを超え1,000平方	
		メートル以内のもの	
		当該部分の床面積の合計が	198,000円
		1,000平方メートルを超え	
		2,000平方メートル以内のもの	
		当該部分の床面積の合計が	290,000円
		2,000平方メートルを超え	
		5,000平方メートル以内のもの	
		当該部分の床面積の合計が	361,000円
		5,000平方メートルを超え	
		10,000平方メートル以内のも	
		O	
		当該部分の床面積の合計が	427,000円
		10,000平方メートルを超え	
		25,000平方メートル以内のも	
		$\mathcal{O}$	
		当該部分の床面積の合計が	491,000円
		25,000平方メートルを超える	
		もの	
(3) (1)	建築物	の延べ面積が300平方メートル	123,000円

1 1	1		1
	及び	以内のもの	
	(2)以	建築物の延べ面積が300平方メートル	154,000円
	外の	を超え1,000平方メートル以内のもの	
3	建築	建築物の延べ面積が1,000平方メート	198,000円
1	物	ルを超え2,000平方メートル以内のも	
	_	$\mathcal{O}$	
		建築物の延べ面積が2,000平方メート	290,000円
		ルを超え5,000平方メートル以内のも	
	_	$\mathcal{O}$	
		建築物の延べ面積が5,000平方メート	361,000円
		ルを超え10,000平方メートル以内のも	
	_	$\mathcal{O}$	
		建築物の延べ面積が10,000平方メート	427,000円
		ルを超え25,000平方メートル以内のも	
		0	
		建築物の延べ面積が25,000平方メート	491,000円
		ルを超えるもの	

別表第3の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の項を次のように改める。

建築	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	認
物の	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の1及び	定
エネ	2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物のエネル	申
ルギ	ギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があ	請
一消	った場合においては、1の建築物について別表第1の21の2の項に掲げ	0
費性	る事務手数料の額(申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分	と
能の	が含まれる場合においては当該部分ごとに同表8の2の項に掲げる事務	き

Ī									
向上	手数料の額を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る。								
に関	部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表21の4の項								
する	又は2	又は21の5の項に掲げる事務手数料の額を加えた額)に相当する額を加							
法律	えた額	頁)							
第35	1 申	(1) —	戸建て住	E宅(人の居住以外の用途に供す	5,100円				
条第	請に	る部	分を有し	ないものに限る。以下この表に					
1項	併せ	おい	て同じ。	)					
の規	て建	(2) (1)	ア住	当該部分の床面積の合計が300平	9,700円				
定に	築物	以外の	宅部	方メートル未満のもの					
基づ	のエ	建築物	分	当該部分の床面積の合計が300平	21,000円				
く建	ネル		(建	方メートル以上2,000平方メート					
築物	ギー		築物	ル未満のもの					
エネ	消費		のエ	当該部分の床面積の合計が2,000	46,000円				
ルギ	性能		ネル	平方メートル以上5,000平方メー					
一消	の向		ギー	トル未満のもの					
費性	上に		消費	当該部分の床面積の合計が5,000	81,000円				
能向	関す		性能	平方メートル以上のもの					
上計	る法		の向						
画の	律第		上に						
認定	35条		関す						
の申	第 1		る法						
請に	項各		律第						
対す	号に		11条						
る審	掲げ		第 1						
查	る基		項に						
	準に		規定						
	適合		する						
	して		住宅						

I I	<b>i</b> i		ı
いる	部分		
ے ک	をい		
を示	う。		
す書	以下		
類と	この		
して	表に		
区長	おい		
が定	て同		
める	じ。		
₹ Ø	)		
が提	イ 非	当該部分の床面積の合計が300平	9,700円
出さ	住宅	方メートル未満のもの	
れた	部分	当該部分の床面積の合計が300平	16,700円
場合		方メートル以上1,000平方メート	
		ル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が1,000	27,100円
		平方メートル以上2,000平方メー	
		トル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が2,000	80,400円
		平方メートル以上5,000平方メー	
		トル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が5,000	128,000円
		平方メートル以上10,000平方メ	
		ートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が	161,000円
		10,000平方メートル以上25,000	
		平方メートル未満のもの	
		当該部分の床面積の合計が	201,000円
		25,000平方メートル以上のもの	

					ı
2 1	(1) —	誘導仕	様基	当該住宅の床面積の合計	20,000円
以外	戸建	準によ	る場	が200平方メートル未満の	
の場	て住	合		もの	
合	宅			当該住宅の床面積の合計	22,000円
				が200平方メートル以上の	
				もの	
		誘導仕	様基	当該住宅の床面積の合計	34,400円
		準以外	によ	が200平方メートル未満の	
		る場合		<b>も</b> の	
				当該住宅の床面積の合計	38,400円
				が200平方メートル以上の	
				<b>も</b> の	
	(2) (1)	ア住	誘導	当該部分の床面積の合計	38,000円
	以外	宅部	仕様	が300平方メートル未満の	
	の建	分	基準	もの	
	築物		によ	当該部分の床面積の合計	66,000円
			る場	が300平方メートル以上	
			合	2,000平方メートル未満の	
				もの	
				当該部分の床面積の合計	118,000円
				が2,000平方メートル以上	
				5,000平方メートル未満の	
				もの	
				当該部分の床面積の合計	179,000円
				が5,000平方メートル以上	
				のもの	
			誘導	当該部分の床面積の合計	69,100円
			仕様	   が300平方メートル未満の	

	基準	<b>₺</b> の	
	以外	当該部分の床面積の合計	116,000円
	によ	が300平方メートル以上	
	る場	2,000平方メートル未満の	
	合	もの	
		当該部分の床面積の合計	196,000円
		が2,000平方メートル以上	
		5,000平方メートル未満の	
		<b>₺</b> の	
		当該部分の床面積の合計	281,000円
		が5,000平方メートル以上	
		のもの	
1	非モデ	当該部分の床面積の合計	87,100円
住	宅ル建	が300平方メートル未満の	
部	分物法	もの	
	(	当該部分の床面積の合計	110,700円
	次工	が300平方メートル以上	
	ネル	1,000平方メートル未満の	
	ギー	もの	
	消費	当該部分の床面積の合計	145,700円
	量の	が1,000平方メートル以上	
	算出	2,000平方メートル未満の	
	に用	<i>€</i> 0	
	いる	当該部分の床面積の合計	235, 700円
	べき	が2,000平方メートル以上	
	標準	5,000平方メートル未満の	
	的な	もの	
	建築	当該部分の床面積の合計	309,000円

1 1 1	I	I	j 1
	物及	が5,000平方メートル以上	
	び省	10,000平方メートル未満	
	令第	のもの	
	10条	当該部分の床面積の合計	371,000円
	第 1	が10,000平方メートル以	
	号イ	上25,000平方メートル未	
	(1) Ø	満のもの	
	屋内	当該部分の床面積の合計	435,000円
	周囲	が25,000平方メートル以	
	空間	上のもの	
	の年		
	間熱		
	負荷		
	(以		
	下こ		
	の表		
	にお		
	いて		
	「屋		
	内周		
	囲空		
	間の		
	年間		
	熱負		
	荷」		
	とい		
	う。		
	) の		
	算出		

1	i	
に用		
いる		
べき		
もの		
とし		
て国		
土交		
通大		
臣が		
定め		
る建		
築物		
を用		
いて		
評価		
する		
方法		
をい		
う。		
建築		
物の		
エネ		
ルギ		
一消		
費性		
能の		
向上		
に関		
する		

1 1	1 1	1	1	1 1
		法律		
		第36		
		条第		
		1項		
		の規		
		定に		
		基づ		
		く建		
		築物		
		エネ		
		ルギ		
		一消		
		費性		
		能向		
		上計		
		画の		
		変更		
		の認		
		定の		
		申請		
		に対		
		する		
		審査		
		の項		
		にお		
		いて		
		同		
		じ。		
		) に		

よる		
場合		
標準	当該部分の床面積の合計	227, 100円
入力	が300平方メートル未満の	
法等	もの	
(実	当該部分の床面積の合計	284, 400円
際の	が300平方メートル以上	
設計	1,000平方メートル未満の	
仕様	もの	
の条	当該部分の床面積の合計	367, 100円
件を	が1,000平方メートル以上	
基に	2,000平方メートル未満の	
算定	<b>も</b> の	
した	当該部分の床面積の合計	523,700円
一次	が2,000平方メートル以上	
エネ	5,000平方メートル未満の	
ルギ	もの	
一消	当該部分の床面積の合計	646,000円
費量	が5,000平方メートル以上	
及び	10,000平方メートル未満	
屋内	のもの	
周囲	当該部分の床面積の合計	763,000円
空間	が10,000平方メートル以	
の年	   上25,000平方メートル未	
間熱	満のもの	
負荷	当該部分の床面積の合計	871,000円
を用	が25,000平方メートル以	
いて	上のもの	
評価		

1 1	1	1
する		
方法		
をい		
う。		
建築		
物の		
工ネ		
ルギ		
一消		
費性		
能の		
向上		
に関		
する		
法律		
第36		
条第		
1項		
の規		
定に		
基づ		
く建		
築物		
エネ		
ルギ		
一消		
費性		
能向		
上計		

	画の	
	変更	
	の認	
	定の	
	申請	
	に対	
	する	
	審查	
	の項	
	にお	
	いて	
	同	
	U. U.	
	) 12	
	よる	
	場合	
建築	<b>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</b> ■ 3	変

物の エネ ルギ 一消 費性 能の 向上 に関 する 法律 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の1 及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(申請に併せて建築物のエ ネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同 法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築 物について別表第1の21の2の項に掲げる事務手数料の額(申請に係る 計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該 部分ごとに同表8の2の項に掲げる事務手数料の額を加えた額、建築基 準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては 当該昇降機1基について同表21の4の項又は21の5の項に掲げる事務手 数料の額を加えた額)に相当する額を加えた額)

更

認

定

申

請

 $\mathcal{O}$ 

第36 申 (1) 一戸建て住宅 3,700円 住 当該部分の床面積の合計が300平 6,900円 条第

1項	併せ	以外	宅部	方メートル未満のもの	
の規	て建	の建	分	当該部分の床面積の合計が300平	15,000円
定に	築物	築物		方メートル以上2,000平方メート	
基づ	のエ			ル未満のもの	
く建	ネル			当該部分の床面積の合計が2,000	32,000円
築物	ギー			平方メートル以上5,000平方メー	
エネ	消費			トル未満のもの	
ルギ	性能			当該部分の床面積の合計が5,000	57,000円
一消	の向			平方メートル以上のもの	
費性	上に		イ 非	当該部分の床面積の合計が300平	6,900円
能向	関す		住宅	方メートル未満のもの	
上計	る法		部分	当該部分の床面積の合計が300平	11,800円
画の	律第			方メートル以上1,000平方メート	
変更	35条			ル未満のもの	
の認	第 1			当該部分の床面積の合計が1,000	19, 100円
定の	項各			平方メートル以上2,000平方メー	
申請	号に			トル未満のもの	
に対	掲げ			当該部分の床面積の合計が2,000	56,400円
する	る基			平方メートル以上5,000平方メー	
審査	準に			トル未満のもの	
	適合			当該部分の床面積の合計が5,000	90,000円
	して			平方メートル以上10,000平方メ	
	いる			ートル未満のもの	
	こと			当該部分の床面積の合計が	113,000円
	を示			10,000平方メートル以上25,000	
	す書			平方メートル未満のもの	
	類と			当該部分の床面積の合計が	141,000円
	して			25,000平方メートル以上のもの	
	区長				

1	1				1
が定					
める					
もの					
が提					
出さ					
れた					
場合					
2 1	(1) —	誘導仕	様基	当該住宅の床面積の合計	14,000円
以外	戸建	準によ	る場	が200平方メートル未満の	
の場	て住	合		もの	
合	宅			当該住宅の床面積の合計	15,000円
				が200平方メートル以上の	
				もの	
		誘導仕	様基	当該住宅の床面積の合計	24, 200円
		準以外	によ	が200平方メートル未満の	
		る場合		もの	
				当該住宅の床面積の合計	27,000円
				が200平方メートル以上の	
				もの	
	(2) (1)	ア住	誘導	当該部分の床面積の合計	26,000円
	以外	宅部	仕様	が300平方メートル未満の	
	の建	分	基準	もの	
	築物		によ	当該部分の床面積の合計	46,000円
			る場	が300平方メートル以上	
			合	2,000平方メートル未満の	
				もの	
				当該部分の床面積の合計	83,000円
				が2,000平方メートル以上	
				5,000平方メートル未満の	

1 1	I	i	ı	•
			もの	
			当該部分の床面積の合計	125,000円
			が5,000平方メートル以上	
			のもの	
		誘導	当該部分の床面積の合計	48,500円
		仕様	が300平方メートル未満の	
		基準	もの	
		以外	当該部分の床面積の合計	81,000円
		によ	が300平方メートル以上	
		る場	2,000平方メートル未満の	
		合	もの	
			当該部分の床面積の合計	138,000円
			が2,000平方メートル以上	
			5,000平方メートル未満の	
			もの	
			当該部分の床面積の合計	197,000円
			が5,000平方メートル以上	
			のもの	
	イ 非	モデ	当該部分の床面積の合計	61,100円
	住宅	ル建	が300平方メートル未満の	
	部分	物法	もの	
		によ	当該部分の床面積の合計	77,600円
		る場	が300平方メートル以上	
		合	1,000平方メートル未満の	
			もの	
			当該部分の床面積の合計	102, 100円
			が1,000平方メートル以上	
			2,000平方メートル未満の	

		もの	
		当該部分の床面積の合計	165, 100円
		が2,000平方メートル以上	
		5,000平方メートル未満の	
		もの	
		当該部分の床面積の合計	216,000円
		が5,000平方メートル以上	
		10,000平方メートル未満	
		のもの	
		当該部分の床面積の合計	260,000円
		が10,000平方メートル以	
		上25,000平方メートル未	
		満のもの	
		当該部分の床面積の合計	305,000円
		が25,000平方メートル以	
		上のもの	
相	漂準	当該部分の床面積の合計	159, 100円
7	入力	が300平方メートル未満の	
Į ž	法等	<b>も</b> の	
	こよ	当該部分の床面積の合計	199, 200円
Ž	る場	が300平方メートル以上	
Ē	合	1,000平方メートル未満の	
		<b>6</b> 0	
		当該部分の床面積の合計	257, 100円
		が1,000平方メートル以上	
		2,000平方メートル未満の	
		<b>€</b> Ø	
		当該部分の床面積の合計	366,700円

	が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満の もの 当該部分の床面積の合計 が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満 のもの 当該部分の床面積の合計 が10,000平方メートル以	453,000円	
	上25,000平方メートル未 満のもの 当該部分の床面積の合計 が25,000平方メートル以 上のもの	610,000円	

別表第3建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査の項中「ア 性能基準」を「性能基準」に、「第1条第1項第2号イ(1)(i)及び」を「第1条第1項 第2号イ(1)及び」に、「イ モデル住宅法」を「モデル住宅法」に、「第1条第1項第2 号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に、「ウ 仕様基準」を「仕様基準」に改 め、「同号ロ(3)に定める基準をいう。以下この表において同じ。)」の次に「又は誘導仕 様基準」を加え、「(ア) 性能基準」を「性能基準」に、「第1条第1項第2号イ(1) (i)若しくは(ii)」を「第1条第1項第2号イ(1)」に、「(イ) フロア入力法」を 「フロア入力法」に、「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」 に、「(ウ) 仕様基準」を「仕様基準又は誘導仕様基準」に、「(ア) モデル建物法」を 「モデル建物法」に、「(イ) 標準入力法等」を「標準入力法等」に改め、同表備考第1 項中「の(イ)」を削り、同表備考第11項中「向上計画認定申請手数料等」の次に「(誘導 仕様基準以外による場合に限る。)」を加え、同表備考第12項中「建築物エネルギー消費 性能基準に適合している旨の認定申請手数料」を「向上計画認定申請手数料等(誘導仕様 基準による場合に限る。)又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申 請手数料」に改め、「仕様基準」の次に「又は誘導仕様基準」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。